

仕 様 書

1. 概 要

令和8年度自家用電気工作物保安管理業務は、別府港湾・空港整備事務所の電気工作物の保安業務を行うものである。

2. 設置場所及び対象設備

設 置 場 所	対 象 設 備
別府市石垣東 10 - 3 - 15 別府港湾・空港整備事務所	受電設備（設備容量 合計 40 kVA） 受電電力（電灯 14 kW） （動力 24 kW） 受電電圧（電灯 100 V） （動力 200 V）
	非常用予備発電機（定格容量 200 kVA ） （発電機出力 160 kW） （定格電圧 200 / 100 V） （原動機の種類ディーゼル） （発電用給油装置含む）

3. 契約期間

令和8年4月1日から、令和9年3月31日までとする。

4. 一般事項

- （1）自家用電気工作物保安管理業務上当然実施しなければならないもの、また当局から特に指示した事項については、本仕様書に記載のないものでも実施しなければならない。
- （2）自家用電気工作物保安管理業務に当たっては、関係法令等に従い業務を行うものとする。
- （3）保安業務に必要な機械器具等は受注者の負担とする。
- （4）自家用電気工作物に常備されている工具類は連絡責任者の許可を得て使用することができる。但し、損傷または紛失した場合は受注者が一切負担するものとする。
- （5）受注者は保安業務の担当者に一定の服装及び標示をさせ、受注者の担当者であることを明確にしなければならない。

5. 保安業務

- （1）保安業務上の月次点検は隔月1回以上、年次点検は1回実施し、その状況を電気設備点検報告書に記録し、連絡責任者に提出するものとする。なお、年次点検の実施時期は、当局職員と協議するものとする。
- （2）各機器について保安上とくに経済産業省令で定める電気設備の技術基準に適合しない事項が判明した場合は、連絡責任者に報告するとともに、その場合改善及び修理等が必要な場合には意見を述べ協力しなければならない。
- （3）保安業務の内容は、保安管理業務の基本原則によるものとする。

6. 工事計画等

- (1) 自家用電気工作物の工事（改造、修理、廃止等）をする場合においては、当局が立案等について意見を求めた場合は、協力しなければならない。
- (2) 上記の工事をする場合において、その工事が完成するまでは随時、保安業務担当者を派遣しなければならない。

7. 各機器の維持及び防災等

- (1) 経済産業省令で定める電気設備の技術基準に適合するよう保安業務担当者はその維持について常に留意し、その結果を報告しなければならない。
- (2) 各機器に事故その他異常が発生し、又発生する恐れがある場合、連絡責任者から連絡を受けたときは直ちに現場に急行し、適切な処置をとらなければならない。
- (3) 各機器の事故その他異常の発生原因追及及び再発防止について、保安業務担当者は連絡責任者に対し資料等を提供しなければならない。

8. 検査方法

3ヶ月ごとに適合した給付がなされていることを検査職員が確認することにより検査する。

9. 支払条件

支払については、給付の完了の確認（又は検査）を終了した後、適法な支払請求を受けた日から30日以内の日とする。

10. その他

この保安業務の履行に当たって仕様書など疑義が生じた場合は、連絡責任者と協議し、その指示を受けるものとする。